

# 滋賀県と西日本高速道路株式会社との 包括的連携協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、滋賀県内における地域の一層の活性化および県民サービスの向上ならびに高速道路およびサービスエリア・パーキングエリア（以下「高速道路等」という。）における利用者の満足度の向上に資するため、以下のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲および乙が相互に協力して、双方の資源を有効に活用し、滋賀県内における地域の一層の活性化および県民サービスの向上ならびに高速道路等における利用者の満足度を高めることを目的とする。

## （協力事項）

第2条 甲および乙は、前条に規定する目的を達成するため、相互に情報および意見の交換に努めるとともに、次の事項について連携して取り組むことが可能な案件の検討および実施に努めるものとする。

- （1）防災・災害対策など地域の安全・安心の向上に関すること
- （2）観光・文化・産業の振興など地域社会の活性化に関すること
- （3）環境保全に関すること
- （4）交通安全に関すること
- （5）高速道路等の利便性向上・利用促進に関すること
- （6）技術交流に関すること
- （7）その他本協定の目的に沿うこと

## （個別の協議）

第3条 甲および乙は、前条の規定に基づき、個別の案件を連携して実施する際には、具体的な実施方法、役割等に関し協議の上、別途取り決めるものとする。

## （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、平成23年12月20日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲または乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了日の翌日から更に5年間有効とし、以後もまた同様とする。

## （その他）

第5条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成23年12月20日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事

嘉田 由紀子

乙 大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号  
西日本高速道路株式会社

代表取締役社長

西村 英俊